

序章 研究会としての問題認識

近年、情報通信分野を始めとした技術革新が進展する中、全世界的なネットワーク化が進み、国際社会はグローバル化の大きな波の中で新たな局面を迎えている。モノ、カネの国際的な移動が日常的に行われ、情報が世界同時的に伝達される社会となる中で、人々の生活、就労の面にも様々な影響が表れており、ヒトの移動、特に外国人労働者の受入れをめぐる状況が変化してきている。

このような中、日本においては、平成元年に出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）を改正し（平成2年施行）、専門的な技術、技能、知識などを有する外国人を幅広く受け入れられるよう制度を整えて以降、外国人労働者の数が年々増加し、現在では、76万人に達していると推計されている。入管法が改正されてから、10年余りが経ち、政府の基本方針として積極的に受入れを図ってきた専門的、技術的分野の労働者以上に、日系人、日本人の配偶者、資格外活動許可を得てアルバイトを行う留学生（以下「留学生アルバイト」という。）技能実習生などの非熟練労働に従事する外国人が増えてきている。

このように外国人労働者の多様化が進むとともに長期化、定住化の傾向も現れてきており、その就労や生活をめぐっては、様々な課題も生じてきている。例えば、日系人など非熟練労働に従事する外国人の中には、日本語能力が不十分であり、職業能力向上の機会が少ないため高度な技術、技能を保有しない者も多い。また、日本の産業において雇用調整が容易な労働力として位置付けられる傾向があり、特に近年のように長引く不況下では雇用調整の影響を受けやすい。このほかに、長期化、定住化の傾向が見られる中で、外国人労働者が家族を呼び寄せ、あるいは家族を伴って来日し、これらの者が一部の地域に集住する現象が生じたことに伴い、日本人との文化的、社会的背景等の相違から地域住民との摩擦や、外国人子弟の不就学、さらには、外国人犯罪の増加といった様々な問題も指摘されている。

今後も一定数の外国人が日本に在住し、働くことが予想される中、日本人と日本で働く外国人が共に働きやすい社会を構築することは、日本の経済社会の発展や国際社会における日本のイメージアップのためにも、また、日本で働く外国人の人権尊重のためにも重要である。日本人と外国人が協調して働くことにより、社会に活力を生み、また、外国人自身が日本で働いてよかったと思える社会を作ることがこれまで以上に求められている。

日本人と外国人が共に働きやすい社会の構築のためには、まず、企業における外国人労働者に対する適正な雇用管理が行われていることが不可欠である。国内の関係法令の遵守はもちろんのことであるが、外国人労働者の適正な雇用管理と職業能力の向上が、優秀な人材の確保、企業の社会的信用の向上といった大きなメリットを企業にもたらすことを認識しておく必要がある。

こうした考え方の下で、本研究会では、外国人を巡っては、様々な問題がある中で、特に、外国人労働者の適正な雇用管理のあり方について焦点を当てて検討を行った。